

室蘭工業大学理工学人材育成本部規則

平成31年3月20日
室工大規則第56号

(趣旨)

第1条 この規則は、室蘭工業大学理工学人材育成本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に
関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本部は、室蘭工業大学（以下「本学」という。）における理工学基礎教育及び情報教育の充
実を図るとともに、授業科目の教育内容及び方法等の向上に関する取り組みを行うことにより、本
学が求める有用な理工学人材の育成に資することを目的とする。

(職員)

第3条 本部に次の職員を置く。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 専任教員
- (4) その他必要な職員

2 本部長は、本部の業務を総括する。

3 本部長に関し必要な事項は、別に定める。

4 副本部長は、本部長を補佐する。

5 副本部長は、学長が指名する副学長をもって充てる。

6 第1項第3号及び第4号の職員は、本部長の命を受けて本部の業務に従事する。

(理工学基礎教育センター)

第4条 理工学基礎教育センターは、一般教養教育、理工学基礎教育、教職課程及び各種教育プログ
ラム等に関する業務を行う。

2 理工学基礎教育センターに関し必要な事項は、別に定める。

(情報教育センター)

第5条 情報教育センターは、セキュリティ教育、データサイエンス教育及びプログラミング教育等、
情報教育の実施並びに学内情報基盤ネットワークの運用管理及び情報セキュリティの強化支援に関
する業務を行う。

2 情報教育センターに関し必要な事項は、別に定める。

(教育推進支援センター)

第6条 教育推進支援センターは、FDの企画立案、アクティブラーニングの推進、e-ラーニング
教材の開発、学士修士一貫教育プログラムの企画立案及び次世代研究者支援プロジェクト推進等に
関する業務を行う。

2 教育推進支援センターに関し必要な事項は、別に定める。

(企画調整会議)

第7条 本部に、本学における理工学人材育成に係る総合的な企画及び実施並びに前3条に掲げるセ
ンター間の連絡及び調整を図るため、理工学人材育成本部企画調整会議（以下「企画調整会議」と
いう。）を置く。

2 企画調整会議に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 本部に関する事務は、学務課で処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(全学共通教育センター規則の廃止)

2 室蘭工業大学全学共通教育センター規則（平成18年度室工大規則第8号）は、廃止する。

(情報メディア教育センター規則の廃止)

3 室蘭工業大学情報メディア教育センター規則（平成16年度室工大規則第99号）は、廃止する。

附 則（令和3年度室工大規則第32号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。